

○厚生労働省令第百十三号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第四号 3 中、「うるし」の下に、「、テレビン油」を加える。

別表第一の二第七号 18 中、「17」を「20」に改め、同号 18 を同号 21 とし、同号 10 から同号 17 までを三つずつ繰り下げ、同号 9 を同号 10 とし、同号 10 の次に次のように加える。

11 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

別表第一の二第七号 8 を同号 9 とし、同号 7 を同号 8 とし、同号 6 を同号 7 とし、同号 5 の次に次のように加える。

6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん

附 則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。